

越谷市看護師等就業支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 市は、市内の看護師等の確保並びに移住及び定住の促進を図るため、市内医療機関等に新たに就業する看護師等に対し、予算の範囲内において越谷市看護師等就業支援助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

2 前項の助成金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第3条に規定する助産師及び同法第5条に規定する看護師をいう。
- (2) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（越谷市立病院を除く。）及び同法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 訪問看護ステーション 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業所（健康保険法（大正11年法律第70号）第89条第2項の規定により同法第88条第1項の指定があったものとみなされる事業所を除く。）をいう。
- (4) 介護施設 介護保険法第8条及び第8条の2に規定するサービスを提供する事業所又は施設（当該介護施設を運営する法人が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護

施設を運営する場合にあっては、それらの施設を含む。)をいう。

- (5) 障害福祉施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する事業所又は施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設をいう。
- (6) 医療機関等 医療機関、訪問看護ステーション、介護施設、障害福祉施設その他市長がこれらに準ずると認める施設及び事業所をいう。
- (7) 就業基準日 就業支援金に係る第10条の規定による交付の申請（以下「交付申請」という。）の日の属する年度の4月1日をいう。
- (8) 継続就業基準日 就業基準日の翌年の4月1日をいい、継続就業支援金の交付を受けている者にあつては、当該継続就業支援金の交付を受けている年度の翌年度の4月1日をいう。
- (9) 市内転入基準日 就業基準日の属する年の1月1日をいう。
- (10) 奨学金 交付申請を行う者本人が借受人である看護師等の資格取得に関する奨学金であつて、次に掲げるものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金

イ 埼玉県看護師等育英奨学金及び地方公共団体が貸与する奨学金

ウ 医療機関等が貸与する奨学金

エ 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の教育支援資金

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長がこれらに準ずると認める奨学金

（助成金の種類及び額）

第3条 助成金は、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、当該各号に定める額により交付する。

- (1) 就業支援金 200,000円
- (2) 継続就業支援金 1年度につき200,000円

(3) 市内転入支援金 100,000円

(4) 奨学金返還支援金 交付申請に係る年度における奨学金の返還予定額（1年度につき200,000円を上限）

（就業支援金交付対象者）

第4条 就業支援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 就業基準日時点において市内に住所を有する者

(2) 市内転入基準日以後に市内に存する医療機関等（以下「市内医療機関等」という。）に就職した者

(3) 就業基準日時点において、市内医療機関等に看護師等として期間の定めのない雇用により週20時間以上勤務する者であって、引き続き市内医療機関等に勤務することを予定しているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、就業支援金の交付の対象としない。

(1) 交付申請に係る市内医療機関等に就職した日以前2年以内の期間において市内医療機関等に勤務していた者

(2) 同一系列医療機関等からの人事異動等により市内医療機関等に勤務することとなった者

(3) 就業基準日から1年以内に、市内医療機関等を退職し、又は市外へ転出する予定がある者

(4) 過去に助成金の交付を受けた者又はその交付の決定の取消しを受けた者

(5) 越谷市看護師等修学資金貸与条例を廃止する条例（令和6年条例第28号）による廃止前の越谷市看護師等修学資金貸与条例（平成22年条例第26号）による修学資金の貸与を受けた者（辞退した者を含む。）及び貸与決定後取消しを受けた者

(6) 市内に居住の実態のない者

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 14 号）第 3 条第 2 項に規定する暴力団関係者
- (8) その他市長が不適當であると認める者
（継続就業支援金交付対象者）

第 5 条 継続就業支援金の交付対象者は、就業支援金の交付を受けた者であって、就業基準日から継続就業基準日まで継続して市内に住所を有し、かつ、前条第 1 項第 3 号に規定する勤務形態により市内医療機関等に勤務しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、継続就業支援金の交付の対象としない。

- (1) 継続就業支援金の交付を 4 回受けた者
- (2) 就業支援金の交付を受けた後に、相当期間にわたり休職等により業務に従事しない期間のある者
- (3) 継続就業支援金の交付申請に係る年度の前年度に継続就業支援金の交付を受けていない者
- (4) 継続就業基準日時点において市内に居住の実態のない者
- (5) 継続就業基準日から 1 年以内に、市内医療機関等を退職し、又は市外へ転出する予定がある者
- (6) 前条第 2 項第 7 号に掲げる者
- (7) その他市長が不適當であると認める者
（市内転入支援金交付対象者）

第 6 条 市内転入支援金の交付対象者は、就業支援金の交付を受けた者であって、市内転入基準日以後に市内に転入し、引き続き市内に居住するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市内転入支援金の交付の対象としない。

- (1) 過去に市内転入支援金の交付を受けた者
- (2) 市内転入基準日の前日から1年以内の期間において市内に住所を有していた者
- (3) その他市長が不適當であると認める者
(奨学金返還支援金交付対象者)

第7条 奨学金返還支援金の交付対象者は、就業支援金の交付を受けた者であって、奨学金返還支援金の交付申請に係る年度内に、奨学金の返還を行うことを予定しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、奨学金返還支援金の交付の対象としない。

- (1) 奨学金返還支援金の交付申請の日時点において、返還の猶予等により、当該交付申請に係る年度内に奨学金を返還することを義務付けられていない者
- (2) 就業支援金の交付申請に際し、奨学金返還支援金の交付申請を行わなかった者
- (3) 奨学金返還支援金の交付を5回受けた者
- (4) 奨学金返還支援金の交付申請に係る年度において継続就業支援金の交付の対象とならない者
- (5) その他市長が不適當であると認める者
(交付要望)

第8条 助成金の交付を初めて受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、次に掲げる書類を添付した越谷市看護師等就業支援助成金交付要望書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内医療機関等に就職する予定の日（次号において「就職予定日」という。）以前2年以内の期間において市内医療機関等に勤務していないことを証明する書類
- (2) 看護師等の免許証の写し又は当該免許を就職予定日までに取得する

見込みであることを証明する書類

(3) 住民登録地における住民票の写し（市外在住者に限る。）

（交付の内定）

第9条 市長は、前条の規定による要望書の提出があったとき（以下「交付要望」という。）は、その内容を審査し、助成金の交付を内定したときは、越谷市看護師等就業支援助成金内定通知書（第2号様式）により要望者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、内定すべき者が多数のときは、抽選により内定する者を決定する。

3 前2項の規定による内定は、第1項の規定により内定通知書が交付された日の直近の助成金の交付申請の期限の日（次条第1項の規定により市長が別に定める期日をいう。）まで、その効力を有する。

（交付申請）

第10条 前条の規定による内定を受けた者並びに継続就業支援金及び奨学金返還支援金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、越谷市看護師等就業支援助成金交付申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 継続就業支援金及び奨学金返還支援金に係る交付申請は、当該支援金の交付を受けようとする年度ごとに行わなければならない。

3 規則第5条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

4 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類は、添付することを要しない。

5 規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項を記載した書類は、次の各号に掲げる助成金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 就業支援金 次に掲げる書類

ア 看護師等の免許証の写し又は国家試験成績通知書の写し

イ 勤務証明書（第４号様式）

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 継続就業支援金 次に掲げる書類

ア 勤務証明書

イ その他市長が必要と認める書類

(3) 市内転入支援金 市長が必要と認める書類

(4) 奨学金返還支援金 次に掲げる書類

ア 奨学金の返還計画を証明する書類又は奨学金の返還実績を証明する書類

イ その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第１１条 市長は、就業支援金、継続就業支援金及び市内転入支援金について、規則第９条の規定により助成金の交付を決定し、規則第１６条第１項の規定により助成金の額を確定したときは、越谷市看護師等就業支援助成金交付決定兼額確定通知書（第５号様式）により申請者に通知するものとする。

２ 市長は、奨学金返還支援金について、規則第９条の規定により助成金の交付を決定したときは、越谷市看護師等就業支援助成金（奨学金返還支援金）交付決定通知書（第６号様式）により申請者に通知するものとする。

３ 市長は、助成金の不交付の決定をしたときは、越谷市看護師等就業支援助成金不交付決定通知書（第７号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第１２条 就業支援金、継続就業支援金又は奨学金返還支援金の交付決定を受けた者は、就業基準日又は継続就業基準日から当該交付決定を受け

た年度の末日まで継続して市内に住所を有し、かつ、市内医療機関等に勤務（交付決定に係る市内医療機関等を退職した日から1月以内に別の市内医療機関等に就職した場合における勤務を含む。）しなければならない。

（変更の届出）

第13条 交付要望及び交付申請を行った者は、当該交付要望又は交付申請の内容に変更が生じたときは、越谷市看護師等就業支援助成金状況変更届（第8号様式）に、当該変更の内容を証明する書類を添付して、速やかに市長に提出するものとする。

（奨学金返還支援金に係る報告書の様式等）

第14条 奨学金返還支援金に係る規則第15条第1項の報告書の様式は、第9号様式のとおりとし、市長が別に定める期日までに、交付決定額の算定対象となった奨学金の返還実績を証明する書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 前項の規定による実績報告書に基づき算定した奨学金返還支援金の額が、交付決定額を下回る場合は、その差額を返還しなければならない。

（休職等による申請延長申請）

第15条 継続就業支援金の交付を受けようとする者が、2月を超える休職等（当該休職等に係る制度の有無や給与の支給の有無を問わず、就業しない状態が継続することをいう。）をするとき（継続就業支援金の交付を受けようとする年度内において、同一の事由により通算して2月を超える休職等をするときを含む。）は、休職等による申請延長（変更）申請書（第10号様式）を市長に提出することができる。

（休職等による申請延長決定等）

第16条 市長は、前条の規定による申請延長（変更）申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要と認めるときは、第5条第2項第3号の規定にかかわらず、継続就業支援金の交付申請を可能とする年度

を延長することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請に対し、申請延長の決定をしたとき又は不決定としたときは、それぞれ休職等による申請延長（変更）決定（不決定）通知書（第 11 号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による決定を受けた者は、休職等による申請延長（変更）申請書に記載した休職等の期間の経過後の次の年度において、継続就業支援金の交付申請を行うことができるものとする。ただし、休職等の期間が 3 年を超える場合は、この限りでない。
- 4 第 2 項の規定による決定を受けた者は、前条の規定による申請延長申請における休職等の期間に変更が生じたときは、休職等による申請延長（変更）申請書により速やかに市長に申請するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による申請延長（変更）申請書の提出があったときは、その内容を審査し、休職等による申請延長（変更）決定（不決定）通知書により申請者に通知するものとする。

（奨学金返還支援金に係る確定通知書の様式）

第 17 条 奨学金返還支援金に係る規則第 16 条第 1 項に規定する確定通知書の様式は、第 12 号様式のとおりとする。

（交付決定の取消し）

第 18 条 市長は、交付決定を受けた者が、規則第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当するとき又は第 12 条の規定による交付の条件に反すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第 19 条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、交付すべき助成金の額の確定をした場合において、既にその

額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第 2 0 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

年度越谷市看護師等就業支援助成金交付要望書

越谷市長 宛

越谷市看護師等就業支援助成金の交付を受けたいので、越谷市看護師等就業支援助成金交付要綱第8条の規定により、同意・誓約事項に同意及び誓約のうえ、関係書類を添えて要望します。

1 要望者

(フリガナ)		生年月日	
氏 名		電話番号	
住 所			

2 要望する助成金の種類

(要望する支援金の□に『レ』を記入。奨学金返還支援金については、要望金額を記入)

☐ 就業支援金 金200,000円	☐ 市内転入支援金 金100,000円	☐ 奨学金返還支援金 金 円
---	---	--

3 勤務予定の市内医療機関等

医療機関等の名称	
医療機関等の所在地	
勤務開始の予定日	

4 勤務予定の市内医療機関等に勤務する以前の勤務先又は学校名

医療機関等の名称 又は学校名	
医療機関等の所在地 又は学校の所在地	
退職日又は免許取得日 (予定日)	

5 【市内転入支援金を要望する場合】

市内転入基準日前の住所		転入予定年月日	
-------------	--	---------	--

6 【奨学金返還支援金を要望する場合】 返還予定の奨学金

奨学金の名称			
返還予定総額		次年度の年間返還予定額	
返還の期間			

7 同意・誓約事項

- (1) 記載されている医療機関等、学校その他の機関等に記載内容について照会すること。
- (2) 住所について、市が保有する公簿又は他の自治体への照会により確認すること。
- (3) 要望する支援金について、越谷市看護師等就業支援助成金交付要綱第4条から第7条までの規定においてそれぞれ定める当該支援金の交付対象者に該当すること。

第 2 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

越谷市長 印

年度越谷市看護師等就業支援助成金内定通知書

年 月 日付けで要望のありました 年度越谷市看護師等就業支援助成金について、下記のとおり内定しましたので、越谷市看護師等就業支援助成金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。

記

年度看護師等就業支援助成金内定額
金 円

《内訳》

就業支援金	金	円
市内転入支援金	金	円
奨学金返還支援金	金	円

内定番号 ー

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

年度越谷市看護師等就業支援助成金交付申請書

越谷市長 宛

年度看護師等就業支援助成金の交付を受けたいので、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第5条の規定により、同意事項に同意のうえ、関係書類を添えて申請します。なお、申請に係る市内医療機関等の退職予定はありません。

1 申請者

(フリガナ)		生年月日	
氏 名		電話番号	
住 所			
内定番号又は決定番号	—		
市内転入日	年 月 日	(市内転入基準日の2年以上前に転入している場合は記入不要)	

2 申請する助成金の種類

(申請する支援金の□に『レ』を記入。奨学金返還支援金については、申請金額を記入)

☐ 就業支援金 金200,000円	☐ 継続就業支援金 金200,000円	☐ 市内転入支援金 金100,000円	☐ 奨学金返還支援金 金 円
---	---	---	--

3 勤務する市内医療機関等

医療機関等の名称	
医療機関等の所在地	
勤務開始日	

4 市内医療機関等に勤務する以前の勤務先又は学校名 (継続就業支援金申請の場合は記入不要)

医療機関等の名称 又は学校名	
医療機関等の所在地 又は学校の所在地	
退職日又は免許取得日	

5 【奨学金返還支援金を申請する場合】 返還予定の奨学金

奨学金の名称			
返 還 残 額		今年度の年間返還予定額	
返 還 の 期 間			

6 同意事項

- (1) 記載されている医療機関等、学校その他の機関等に記載内容について照会すること。
- (2) 住所について、市が保有する公簿又は他の自治体への照会により確認すること。

年 月 日

越谷市長 宛

(フリガナ)		生年月日	
氏 名		電話番号	

勤務先名称	
勤務先住所	埼玉県越谷市
勤務先区分	☐ 病院 ☐ 診療所 ☐ 訪問看護ステーション ☐ 介護施設 ☐ その他（ ）
勤務内容	☐ 看護業務 ☐ 看護業務以外（ ） ☐ 常勤職員 ☐ 非常勤・パートなど（週 時間勤務）
採用年月日	年 月 日採用 ☐ 上記採用日より前に勤務した実績はありません。
勤務実績	年 月 日から 年 月 日まで ※ 実際に勤務していた期間（現在も勤務している場合には、証明日までの期間）を記入して下さい。
休暇等の状況 ※複数ある場合は別紙等に記入すること	休暇・休業の名称（ ） 休暇・休業の期間 （ 年 月 日から 年 月 日まで）
採用年月日以前に勤務していた場合、その最終日	年 月 日
勤務先証明欄	上記の事項について、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 名称 代表者名 印 担当者名及び連絡先

※ 勤務先が複数ある場合には、それぞれの勤務先で証明を受け、提出すること。

第 5 号様式（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

越谷市長 印

年度越谷市看護師等就業支援助成金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度看護師等就業支
援助成金について、下記のとおり交付を決定し、額を確定しましたので、越谷市看護師
等就業支援助成金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により通知します。

記

年度看護師等就業支援助成金交付決定額

	金	円
《内訳》		
就業支援金	金	円
市内転入支援金	金	円
継続就業支援金	金	円

決定番号 ー

第 6 号様式（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

越谷市長 印

年度越谷市看護師等就業支援助成金（奨学金返還支援金）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度看護師等就業支
援助成金（奨学金返還支援金）について、下記のとおり交付を決定しましたので、越谷
市看護師等就業支援助成金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

記

年度看護師等就業支援助成金交付決定額

金 円

《内訳》

奨学金返還支援金 金 円

決定番号 ー

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

越谷市長 印

年度越谷市看護師等就業支援助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度看護師等就業支
援助成金について、下記の理由により不交付としましたので、越谷市看護師等就業支
援助成金交付要綱第 1 1 条第 3 項の規定により通知します。

記

不交付決定理由

第8号様式 (第13条関係)

年 月 日

年度越谷市看護師等就業支援助成金状況変更届

越谷市長 宛

越谷市看護師等就業支援助成金に係る交付要望・交付申請の内容に下記のとおり変更があったので、同意事項に同意のうえ、越谷市看護師等就業支援助成金交付要綱第 12 条の規定により届け出ます。

(フリガナ)		生年月日	
氏名		電話番号	
住所			
内定又は 決定番号	—		
変更があった事項	☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 勤務先 ☐ 勤務内容 ☐ その他（ ）		
変 更 内 容			
変 更 前			
変 更 後			
変 更 日			
備 考 欄			

【同意事項】

- (1) 記載されている医療機関等、学校その他の機関等に記載内容について照会すること。
- (2) 住所について、市が保有する公簿又は他の自治体への照会により確認すること。
- (3) 住所や勤務先等の変更により、助成金の交付要件を満たさなくなった場合には、交付された助成金を返還すること。

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

年度越谷市看護師等就業支援助成金（奨学金返還支援金）実績報告書

越谷市長 宛

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知を受けた
越谷市看護師等就業支援助成金（奨学金返還支援金）に係る奨学金の返還が完了したの
で、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第15条第1項の規定により、関係書
類を添えて報告します。

（フリガナ）	
氏 名	
決 定 番 号	—
年 度 交 付 決 定 額	金 円
年 度 奨 学 金 返 還 額	金 円

【添付書類】

奨学金の返還実績を証明する書類

第10号様式（第15条、第16条関係）

年 月 日

休職等による申請延長（変更）申請書

越谷市長 宛

勤務する市内医療機関等を休職等するため、同意事項に同意のうえ、越谷市看護師等就業支援助成金交付要綱第15条・第16条の規定により申請します。

(フリガナ)	
氏名	
決定番号	—
勤務する医療機関等の名称	
休職等の種別	☐ 病気休職 ☐ 育児休業 ☐ 介護休業 ☐ その他（ ）
休職等の期間 (変更後)	～ (変更後) ～
休職等の理由	
年度内の通算休職等 期間(予定)	
備考欄	

【同意事項】

記載されている医療機関等その他の機関等に記載内容について照会すること。

第 1 1 号様式（第 1 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

越谷市長 印

休職等による申請延長（変更）決定（不決定）通知書

年 月 日付けで申請のありました休職等による申請延長（変更）について、下記のとおり決定（不決定）としましたので、越谷市看護師等就業支援助成金交付要綱第 1 6 条の規定により通知します。

記

- 1 休職等による申請延長（変更）について 決定・不決定 とします。

その結果、継続就業支援金の申請は、以下のとおりとなります。

- ☐ 年度継続就業支援金が申請できます。
☐ 今後、継続就業支援金の申請はできません。

- 2 不決定の場合、その理由

第 1 2 号様式（第 1 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

越谷市長 印

年度越谷市看護師等就業支援助成金（奨学金返還支援金）額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました越谷市看護師等就業支援助成金（奨学金返還支援金）について、下記のとおりその額を確定しましたので、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第 1 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円